（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十二条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「禁錮以上の刑と」を「拘禁刑以上の刑と」に改める。

第七節　厚生労働省関係

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第二十三条　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第四十条の八第一項中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第四項中「行なつた」を「行つた」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第二項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第四項中「行なつた」を「行つた」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条第二項中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十五条　沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「規定する禁錮」を「規定する拘禁刑」に、「科せられた禁錮」を「科せられた禁錮」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項及び第五項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

（介護保険法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第二十六条　次に掲げる政令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の二第二項第八号イ及び第十一条の七第二項第七号イ

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三条の二第三項第七号イ

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二十七条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第二十八条　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（令和三年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八節　農林水産省関係

（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　次に掲げる政令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第四十三条第七項

二　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第二十五条

第九節　経済産業省関係

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第三十条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十節　国土交通省関係

（空港法施行令の一部改正）

第三十一条　空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第三十二条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　次に掲げる政令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第二十六条第一項第二号

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）第十四条第一項第二号

（河川法施行令の一部改正）

第三十四条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「入れた者」を「入れたとき。」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十五条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一節　環境省関係

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第三十六条　次に掲げる政令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第九条第二号ロ

二　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第四条第二号ロ

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十六条第二号ロ